

いじめ防止基本方針

福山市立樹徳小学校

2023年（令和5年）12月改定

1. 策定の経緯

学校教育において、「いじめ問題」は社会全体の課題である。また、近年インターネットの普及により、新たないじめも生じ、ますます複雑化・潜在化している状況にある。いじめほどの児童にも起こり得る可能性があり、状況によっては命に関わる重大な事態を引き起こすこともある。

このような状況の中で、今一度すべての教職員がいじめ問題に対する基本姿勢について十分に理解し、校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ対策に取り組むことが求められている。

このため、本校においても、全ての児童が安心して充実した学校生活を送ることが出来るよう、いじめ早期発見の手立てやいじめが起きた場合の対応、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等のポイントを具体的に示し、いじめ問題を学校全体として正しく理解、対応、解決するため「いじめ防止基本方針」としてここに作成した。

2. 国の基本方針

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

- いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
- いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) 基本方針の内容

- いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定された、地方公共団体や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものである。
- 国の基本方針の実現には、学校・地方公共団体・社会に法の意義を普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の普及啓発や、児童をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上などを図り、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実現状況の継続的な検証の実施が必要である。

3. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等該当児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（具体的ないじめの態様）

- 執拗に冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 執拗に仲間はずれ、集団による無視をされる
- 執拗に軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 意図的に体当たりをされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

4. いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

5. いじめ防止についての基本的な方向

(1) いじめの防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。また、これらに加え、あわせて、いじめの問題への取組の重要性について、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知することが必要である。いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに家庭、地域と連携して児童を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事実を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携が必要である。このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備しておくことが必要である。

(4) 地域や家庭との連携について

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、いじめの問題について学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する必要がある。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、例えば、学校においていじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知したりするなど、学校が、関係機関による取組と連携することも重要である。

6. いじめ防止についての具体的な取組内容

(1) 本校の現状と課題

- アンケート調査の結果から
- 不登校について 等から分析して現状と課題を明確にする。
- 生徒指導上の諸問題について

(2) 未然防止のための取組

- 授業改善、指導方法工夫（わかる授業をつくる）
- 学級経営の充実・改善（社会性の育成、集団作り）
- 教職員の資質向上（研修）

(3) 児童の主体的な活動

- 児童会活動・委員会活動の活性化
- 体験活動の充実

(4) 早期発見・早期取組

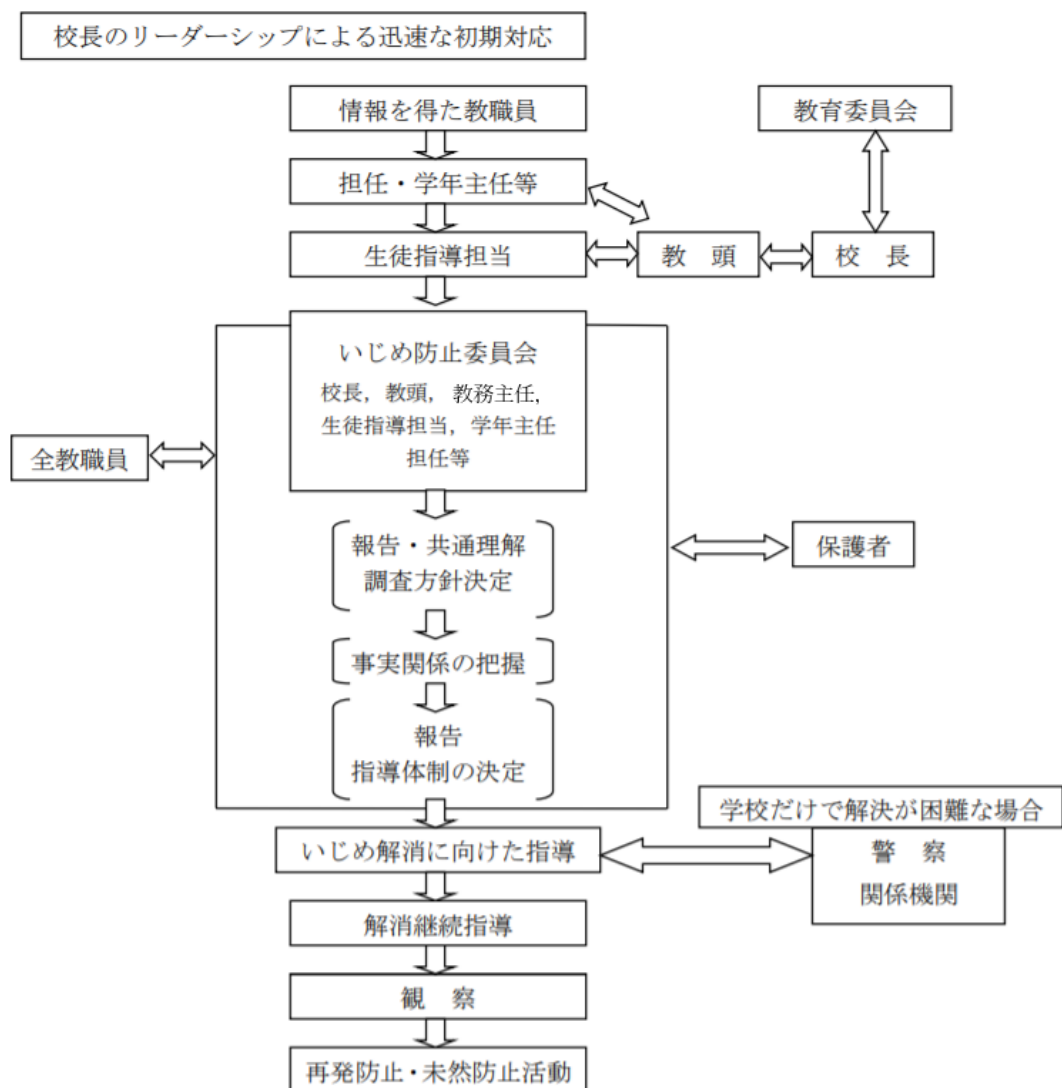
- 児童に対する個人面談，児童アンケート実施
- 児童や保護者への相談窓口等の周知・広報
- いじめ発生時の対応プログラム，重大事案への対応プログラム

(5) 家庭や地域，関係機関との連携

- 保護者・地域への啓発，学校の取組の広報
- 学校のいじめ防止基本方針や年間計画を公表し，保護者や地域住民の理解を得る。
- 外部機関・関係団体等との連携を積極的に行う。
必要に応じて，警察，こども家庭センター等，関係機関と連携を行う。連携については，生徒指導担当が窓口になり組織的に行う。
- スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー等の専門家との連携

7. 発生時の対応

(1) いじめが起こった場合の組織的対応の流れ



(2) 対応時の留意点

基本的な対応の流れ			留意点
1	情報収集①	発見した教職員が状況を報告, 整理	状況等を学年主任に報告する。学年主任は生徒指導主事に, 生徒指導主事は管理職に報告する。
2	情報収集②	複数の教職員から情報を収集	校長の指示のもと, 担任, 該当学年担任, 専科, 養護教諭等から情報収集する。
3	指導方針の検討①	ケース会議の開催	教職員からの情報を基に, 今後の対応方針を検討する。 ※ケース会議は, いじめ防止委員会のメンバー (校長, 教頭, 教務主任, 生徒指導主事, 担任, 学年主任)
4	保護者対応①	被害児童の保護者への対応	被害児童の保護者に対し, 現時点での状況と今後の指導について説明する。
5	事実確認①	被害児童からの聞き取り	時間, 場所, 状況等に配慮する。 徹底して守り通すという毅然とした態度を示す。 心情に寄り添いながら, 具体的な事実とともに, 決めつけることなく 思いを丁寧に聞き取る。
6	指導方針の検討②	ケース会議の開催	教職員からの情報, 被害児童からの事実確認を基に, 今後の対応及び指導方針を検討する。
7	事実確認②	周囲の児童からの聞き取り	被害児童の状況, 人間関係に十分配慮して行う。
8	指導方針の検討③	ケース会議の開催	周囲の児童からの聞き取りを基に, 事実を整理する。
9	保護者対応②	被害児童の保護者への対応	いじめの状況, 指導方針等の説明及び家庭の状況についての聞き取り。
10	事実確認③	加害児童からの聞き取り	被害児童, 教職員等からの聞き取りを基に, 決めつけることなく 事実確認を行う。
11	指導方針の検討④	ケース会議の開催	加害児童からの事実確認を基に, 今後の対応及び指導方針を検討する。
12	保護者対応③	加害児童の保護者への説明	確定した事実とともに, 学校としての指導方針を説明する。
		被害児童の保護者への説明	学校の取り組み状況についての説明と, 当該児童の学校での様子について説明する。
13	特別な指導	加害児童に対する, 毅然とした指導	指導方針に従って実施する。
14	人間関係の修復	謝罪の場等の設定	被害児童保護者と連携し, 意向を反映させる。
15	学級に対する指導	いじめのない学級づくり	被害及び加害児童だけの問題として捉えるのではなく, 周りでいじめをはやし立てたり, 見て見ぬふりをしたりした児童の指導を行う。 いじめを許さない望ましい集団づくりを行う。
16	指導後の状況把握	加害被害児童の状況把握	当該児童との面接, 保護者との連携, 授業での状況等を把握する。

8. 重大事案への対応（別紙参照）

9. 組織の設置，基本方針や取組についての検証・修正等

いじめ問題に関する年間の取組に対する自己評価を行い，評価をもとに，組織の在り方や，基本方針，取組等の改善を行う。

（1）組織の設置

いじめ問題への取組にあたっては，学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち，学校全体で組織的な取組を行う必要がある。本校では，いじめ問題への組織的な取組を推進するため，学校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な「いじめ防止委員会」を設置し，そのチームを中心として，教職員全員で共通理解を図り，学校全体で総合的ないじめ対策を行う。具体的な取組としては，年間計画の作成・実行，いじめに関する情報収集・記録・共有，記録の保存・引き継ぎを行う。また，いじめが起きた際に，いじめであるかどうかの判断を行い，いじめの情報共有・事実関係の聴取・指導や支援体制の整備・対応方針の決定・保護者連携を行う。

（2）基本方針や取組についての検証・修正

各学期末には，いじめ防止委員会を中心として，基本方針や取組についての検証・修正等を行う。検証・修正の内容は，全教職員で共有し，次学期ないしは次年度の取組に反映させる。